国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会細則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>
本則
(委員長)
第４条　委員会に委員長を置き、理事(広報・国際担当)をもって充てる。
(審査会)
第７条　(略)
2　審査会に委員長を置き、理事(広報・国際担当)をもって充てる。
3　(略)

別表
<table>
<tr><th>審査会名</th><th>委員構成</th><th>委員の任期</th><th>審議事項</th></tr>
<tr><td>情報公開審査会</td><td>1)理事(広報・国際担当)
2)次長のうちから理事(広報・国際担当)が指名する者　１人
3)総務課長
4)該当法人文書を保有する部局等の長
5)該当法人文書に係る事務を担当する課</td><td>5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。</td><td>(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。
(2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
本則
(委員長)
第４条　委員会に委員長を置き、理事(渉外担当)をもって充てる。
(審査会)
第７条　(略)
2　審査会に委員長を置き、理事(渉外担当)をもって充てる。
3　(略)

別表
<table>
<tr><th>審査会名</th><th>委員構成</th><th>委員の任期</th><th>審議事項</th></tr>
<tr><td>情報公開審査会</td><td>1)理事(渉外担当)
2)次長のうちから理事(渉外担当)が指名する者　１人
3)総務課長
4)該当法人文書を保有する部局等の長
5)該当法人文書に係る事務を担当する課若しくは室（監査室</td><td>5)から7)までの委員の任期は、該当法人文書に係る審議が終了するまでとする。</td><td>(1)学長の諮問に基づく法人文書の開示・不開示に関すること。
(2)開示実施手数料の減額又は免除に関すること。</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

	若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者		
個人情報保護審査会	1)理事(広報・国際担当) 2)次長のうちから理事(広報・国際担当)が指名する者　１人 3)総務課長 4)該当保有個人情報を保有する部局等の長 5)該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者	5)から7)までの委員の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。

	に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者		
個人情報保護審査会	1)理事(渉外担当) 2)次長のうちから理事(渉外担当)が指名する者　１人 3)総務課長 4)該当保有個人情報を保有する部局等の長 5)該当保有個人情報に係る事務を担当する課若しくは室（監査室に限る。）の長又は地区事務部事務長 6)その他審査会が必要と認めた者	5)から7)までの委員の任期は、該当保有個人情報に係る審議が終了するまでとする。	(1)学長の諮問に基づく保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。

附　則（令和元年５月１日規程第３号）

この規程は、令和元年５月１日から施行する。